

東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款の一部改正（東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則の施行等に伴う改正）

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| (前略) | (前略) |
| (適用範囲) | (適用範囲) |
| 第2条 IC連絡定期券による旅客の連絡運輸については、この約款の定めるところによります。 | 第2条 IC連絡定期券による旅客の連絡運輸については、この約款の定めるところによります。 |
| (中略) | (中略) |
| 3 この約款及び前項に定める約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 | 3 この約款及び前項に定める約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 |
| (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。 | (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。 |
| (1) 東海旅客鉄道株式会社が別に定めるもの | (1) 東海旅客鉄道株式会社が別に定めるもの |
| ア 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「JR旅規」といいます。） | ア 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「JR旅規」といいます。） |
| イ 東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号。以下「JR学規」といいます。） | イ 東海旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号。以下「JR学規」といいます。） |
| ウ 東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第6号。以下「JR身規」といいます。） | ウ 東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第6号。以下「JR身規」といいます。） |
| エ 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月東海旅客鉄道株式会社公告第35号。以下「JR知規」といいます。） | エ 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月東海旅客鉄道株式会社公告第35号。以下「JR知規」といいます。） |
| | <u>オ 東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（令和6年12月社通達第56号。以下「JR精規」といいます。）</u> |
| (中略) | (中略) |
| (4) 豊橋鉄道株式会社が別に定めるもの | (4) 豊橋鉄道株式会社が別に定めるもの |
| ア 旅客営業規則（昭和39年3月12日達24号。以下「豊鉄旅規」といいます。） | ア 旅客営業規則（昭和39年3月12日達24号。以下「豊鉄旅規」といいます。） |
| イ 学校指定取扱規則（昭和39年3月12日鉄達甲第16号。以下「豊鉄学規」といいます。） | イ 学校指定取扱規則（昭和39年3月12日鉄達甲第16号。以下「豊鉄学規」といいます。） |
| ウ 身体障害者及び知的障害者旅客運賃割引規程（昭和33年9月30日鉄達第18号。以下「豊鉄障規」といいます。） | ウ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者旅客運賃割引規程（昭和33年9月30日鉄達第18号。以下「豊鉄障規」といいます。） |
| (中略) | (中略) |
| (6) 名古屋鉄道株式会社が別に定めるもの | (6) 名古屋鉄道株式会社が別に定めるもの |
| ア 旅客営業規則（昭和34年9月22日達第62号。以下「名鉄旅規」といいます。） | ア 旅客営業規則（昭和34年9月22日達第62号。以下「名鉄旅規」といいます。） |
| イ 学校指定取扱規則（昭和36年10月28日達第146号。以下「名鉄 | イ 学校指定取扱規則（昭和36年10月28日達第146号。以下「名鉄 |

| 現行 | 改正 |
|--|---|
| <p>学規」といいます。） ウ 身体障害者旅客運賃割引規程（昭和 27 年 4 月 17 日通達甲第 74 号。以下「名鉄身規」といいます。） エ 知的障害者旅客運賃割引規程（平成 3 年 11 月 25 日鉄達第 153 号。以下「名鉄知規」といいます。）</p> | <p>学規」といいます。） ウ 身体障害者旅客運賃割引規程（昭和 27 年 4 月 17 日通達甲第 74 号。以下「名鉄身規」といいます。） エ 知的障害者旅客運賃割引規程（平成 3 年 11 月 25 日鉄達第 153 号。以下「名鉄知規」といいます。）</p> |
| <p>オ <u>精神障害者旅客運賃割引規程（2024 年 3 月 16 日當達第 31 号。以下「名鉄精規」といいます。）</u></p> | <p>オ <u>精神障害者旅客運賃割引規程（2024 年 3 月 16 日當達第 31 号。以下「名鉄精規」といいます。）</u></p> |
| <p>(中略)</p> | <p>(中略)</p> |
| <p>(用語の意義)</p> | <p>(用語の意義)</p> |
| <p>第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> | <p>第 3 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> |
| <p>(1) 「JR 線」とは、東海旅客鉄道株式会社の鉄道線をいいます。 (中略)</p> | <p>(1) 「JR 線」とは、東海旅客鉄道株式会社の鉄道線をいいます。 (中略)</p> |
| <p>(20) 「高校生等」とは、JR 旅規第 38 条第 1 項第 3 号、同第 4 号、乗合規程 <u>第 24 条の 5 第 3 項第 1 号</u>、高速規程 <u>第 42 条の 3 第 2 項第 2 号</u> 及び名臨高旅規第 44 条第 2 号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。</p> | <p>(20) 「高校生等」とは、JR 旅規第 38 条第 1 項第 3 号、同第 4 号、乗合規程 <u>第 7 条の 2 第 1 号</u>、高速規程 <u>第 34 条第 2 号</u> 及び名臨高旅規第 44 条第 2 号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。</p> |
| <p>(21) 「中学生等」とは、JR 旅規第 38 条第 1 項第 1 号、乗合規程 <u>第 24 条の 5 第 3 項第 1 号</u>、高速規程 <u>第 42 条の 3 第 2 項第 2 号</u> 及び名臨高旅規第 44 条第 2 号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。</p> | <p>(21) 「中学生等」とは、JR 旅規第 38 条第 1 項第 1 号、乗合規程 <u>第 7 条の 2 第 1 号</u>、高速規程 <u>第 34 条第 2 号</u> 及び名臨高旅規第 44 条第 2 号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。</p> |
| <p>(22) 「小学生等」とは、JR 旅規第 38 条第 1 項第 2 号、乗合規程 <u>第 24 条の 5 第 3 項第 2 号</u>、高速規程 <u>第 42 条の 3 第 2 項第 3 号</u> 及び名臨高旅規第 44 条第 3 号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。</p> | <p>(22) 「小学生等」とは、JR 旅規第 38 条第 1 項第 2 号、乗合規程 <u>第 7 条の 2 第 2 号</u>、高速規程 <u>第 34 条第 3 号</u> 及び名臨高旅規第 44 条第 3 号に規定する者のうち関係する運送事業者すべてに共通する者をいいます。</p> |
| <p>(中略)</p> | <p>(中略)</p> |
| <p>(24) 「普通乗車券」とは、JR 旅規第 18 条第 1 号イに規定する普通乗車券、東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月 1 日東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「JR 連規」といいます。）第 12 条第 1 号イに規定する普通乗車券、豊鉄旅規第 15 条第 1 号に規定する普通乗車券、乗合条例第 2 条第 1 項に規定する普通券、高速条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する普通券、連絡運輸規程（昭和 54 年交通局管理規程第 14 号。以下「連絡規程」といいます。）<u>第 10 条第 1 号</u>に規定する普通券、名鉄旅規第 14 条第 1 号に規定する普通乗車券、</p> | <p>(24) 「普通乗車券」とは、JR 旅規第 18 条第 1 号イに規定する普通乗車券、東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月 1 日東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「JR 連規」といいます。）第 12 条第 1 号イに規定する普通乗車券、豊鉄旅規第 15 条第 1 号に規定する普通乗車券、乗合条例第 2 条第 1 項に規定する普通券、高速条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する普通券、連絡運輸規程（昭和 54 年交通局管理規程第 14 号。以下「連絡規程」といいます。）<u>第 4 条第 1 号</u>に規定する普通券、名鉄旅規第 14 条第 1 号に規定する普通乗車券、</p> |

| 現行 | 改正 |
|--|---|
| <p>名古屋市高速度鉄道との連絡運輸について（名古屋鉄道昭和 54 年 7 月 24 日鉄第 107 号）第 1 項第 2 号に規定する普通乗車券、近畿日本鉄道との連絡運輸について（昭和 62 年 5 月 16 日鉄達第 47 号）第 1 項に規定する普通乗車券及び名臨高旅規第 27 条第 1 号に規定する普通乗車券をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(26) 「定期券」とは、I C 連絡定期券、J R 旅規第 18 条第 1 号ロに規定する定期乗車券、J R 連規第 12 条第 1 号ロに規定する定期乗車券、豊鉄旅規第 15 条第 2 号に規定する定期乗車券、名古屋鉄道との連絡運輸について（豊橋鉄道平成 24 年 4 月 2 日鉄達甲第 1 号）第 1 項第 2 号に規定する定期乗車券、乗合条例第 2 条第 1 項に規定する定期券、高速条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する定期券、乗合規程第 23 条第 1 項に規定する割引連絡定期券、共通全線定期券、<u>高年齢者割引全線定期券及び学生定期券</u>、同第 28 条第 1 項第 2 号に規定する割引<u>全線定期券</u>、<u>高速規程第 42 条第 2 号に規定する学生定期券</u>、<u>同第 3 号</u>に規定する割引連絡定期券、<u>同第 5 号</u>に規定する共通全線定期券、連絡規程<u>第 10 条第 2 号</u>に規定する定期券、同第 17 条の 2 に規定する定期券、名鉄旅規第 14 条第 2 号に規定する定期乗車券、名古屋市高速度鉄道との連絡運輸について（名古屋鉄道昭和 54 年 7 月 24 日鉄第 107 号）第 1 項第 2 号に規定する定期乗車券、名臨高旅規第 27 条第 2 号に規定する定期乗車券並びに名臨高連規第 4 条に規定する定期乗車券をいいます。</p> <p>(27) 「普通運賃」とは、J R 旅規第 65 条第 1 号イに規定する普通旅客運賃、豊鉄旅規第 41 条に規定する普通旅客運賃、<u>乗合規程第 1 条の 4 第 1 号</u>に規定する普通券の料金、<u>高速規程第 12 条</u>に規定する普通料金、名鉄旅規第 3 章第 2 節に規定する普通旅客運賃及び名臨高旅規第 12 条第 1 号に規定する普通旅客運賃をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（知的障害者の介護者）</p> <p>第 15 条 「知的障害者の介護者」とは、第 1 種知的障害者又は 12 才未満の第 2 種知的障害者に随伴する旅客（知的障害者 1 人に対して 1 人に限ります。）であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> | <p>名古屋市高速度鉄道との連絡運輸について（名古屋鉄道昭和 54 年 7 月 24 日鉄第 107 号）第 1 項第 2 号に規定する普通乗車券、近畿日本鉄道との連絡運輸について（昭和 62 年 5 月 16 日鉄達第 47 号）第 1 項に規定する普通乗車券及び名臨高旅規第 27 条第 1 号に規定する普通乗車券をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(26) 「定期券」とは、I C 連絡定期券、J R 旅規第 18 条第 1 号ロに規定する定期乗車券、J R 連規第 12 条第 1 号ロに規定する定期乗車券、豊鉄旅規第 15 条第 2 号に規定する定期乗車券、名古屋鉄道との連絡運輸について（豊橋鉄道平成 24 年 4 月 2 日鉄達甲第 1 号）第 1 項第 2 号に規定する定期乗車券、乗合条例第 2 条第 1 項に規定する定期券、高速条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する定期券、乗合規程第 23 条第 1 項に規定する割引連絡定期券、共通全線定期券<u>及び</u>高年齢者割引全線定期券、同第 28 条第 1 項第 2 号に規定する割引定期券、<u>高速規程第 17 条の 2 第 2 号に規定する割引定期券</u>、<u>同第 19 条第 1 項第 2 号</u>に規定する割引連絡定期券、<u>同第 4 号</u>に規定する共通全線定期券、連絡規程<u>第 4 条第 2 号</u>に規定する定期券、<u>同第 3 号イに規定する割引定期券</u>、同第 17 条の 2 に規定する定期券、名鉄旅規第 14 条第 2 号に規定する定期乗車券、名古屋市高速度鉄道との連絡運輸について（名古屋鉄道昭和 54 年 7 月 24 日鉄第 107 号）第 1 項第 2 号に規定する定期乗車券、名臨高旅規第 27 条第 2 号に規定する定期乗車券並びに名臨高連規第 4 条に規定する定期乗車券をいいます。</p> <p>(27) 「普通運賃」とは、J R 旅規第 65 条第 1 号イに規定する普通旅客運賃、豊鉄旅規第 41 条に規定する普通旅客運賃、<u>乗合条例第 3 条第 1 項</u>に規定する普通券の料金、<u>高速条例第 2 条の 2 第 2 項</u>に規定する普通<u>券</u>の料金、名鉄旅規第 3 章第 2 節に規定する普通旅客運賃及び名臨高旅規第 12 条第 1 号に規定する普通旅客運賃をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（知的障害者の介護者）</p> <p>第 15 条 「知的障害者の介護者」とは、第 1 種知的障害者又は 12 才未満の第 2 種知的障害者に随伴する旅客（知的障害者 1 人に対して 1 人に限ります。）であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><u>（精神障害者）</u></p> |

| 現行 | 改正 | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|------|---------|------------|-----|---------------------------|------------|-----|---|-----|---|
| <p>(中略)</p> <p>(知的障害者に対する割引の I C 連絡定期券の購入申込み)</p> <p>第 27 条 知的障害者が割引の I C 連絡定期券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に提示しなければなりません。</p> | <p><u>第 15 条の 2 「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。</u></p> <p><u>2 精神障害者の割引種別は次表のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1155 376 2072 786"> <thead> <tr> <th>割引種別</th> <th>障害等級</th> <th>精神障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種精神障害者</td> <td>1 級</td> <td>日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 種精神障害者</td> <td>2 級</td> <td>日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条によるものです。</p> <p><u>(精神障害者の介護者)</u></p> <p><u>第 15 条の 3 「精神障害者の介護者」とは、第 1 種精神障害者又は 12 才未満の第 2 種精神障害者に随伴する旅客（精神障害者 1 人に対して 1 人に限ります。）であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。</u></p> <p><u>2 前項に定める精神障害者の介護者が使用する I C 連絡定期券は、精神障害者が使用する I C 連絡定期券と乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ精神障害者が使用する I C 連絡定期券と同時に購入するものでなければなりません。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(知的障害者に対する割引の I C 連絡定期券の購入申込み)</p> <p>第 27 条 知的障害者が割引の I C 連絡定期券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に提示しなければなりません。</p> <p><u>(精神障害者等に対する割引の I C 連絡定期券の発売)</u></p> <p><u>第 27 条の 2 第 1 種精神障害者又は 12 歳未満の第 2 種精神障害者が精神</u></p> | 割引種別 | 障害等級 | 精神障害の状態 | 第 1 種精神障害者 | 1 級 | 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | 第 2 種精神障害者 | 2 級 | 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの | 3 級 | 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 割引種別 | 障害等級 | 精神障害の状態 | | | | | | | | | | |
| 第 1 種精神障害者 | 1 級 | 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの | | | | | | | | | | |
| 第 2 種精神障害者 | 2 級 | 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの | | | | | | | | | | |
| | 3 級 | 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの | | | | | | | | | | |

| 現行 | 改正 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(小児に対する I C 連絡定期券の発売の制限)</p> <p>第 29 条 第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、小児に対して、J R 線と名古屋市交通局線の I C 連絡運輸の通勤定期券及び J R 線区間を無割引とした通学学生定期券並びに J R 線とあおなみ線の I C 連絡運輸の通勤定期券は発売しません。</p> <p>2 第 24 条及び第 26 条の規定にかかわらず、小児に対して、J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の身体障害者及びその介護者又は知的障害者及びその介護者に対する割引の I C 連絡定期券は発売しません。</p> <p>(通学証明書等の不正使用の場合の取扱い)</p> <p>第 30 条 通学定期券等、割引の I C 連絡定期券、通学証明書、身体障害者手帳又は療育手帳を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、各運送事業者のこれらの定期券 (I C カードを媒体としないものを含みます。) の発売を停止することがあります。</p> <p>(通学証明書等が無効となる場合及びこれを使用できない場合)</p> <p>第 31 条 通学証明書が次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。 (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。 (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。 (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき | <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>障害者の介護者とともに乗車する場合は、割引の I C 連絡定期券を発売します。</u></p> <p><u>2 前項の規定により精神障害者の介護者に発売する I C 連絡定期券は、精神障害者に対して通学定期券等を発売する場合であっても、当該精神障害者の介護者に対して発売する I C 連絡定期券は、通勤定期券に限るものとします。</u></p> <p><u>(注) 精神障害者の介護者が通学定期券等の使用資格者であっても、当該精神障害者の介護者に対しては、通学定期券等を発売しません。</u> (精神障害者に対する割引の I C 連絡定期券の購入申込み)</p> <p><u>第 27 条の 3 精神障害者が割引の I C 連絡定期券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に提示しなければなりません。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(小児に対する I C 連絡定期券の発売の制限)</p> <p>第 29 条 第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、小児に対して、J R 線と名古屋市交通局線の I C 連絡運輸の通勤定期券及び J R 線区間を無割引とした通学学生定期券並びに J R 線とあおなみ線の I C 連絡運輸の通勤定期券は発売しません。</p> <p>2 第 24 条、第 26 条及び第 27 条の 2 の規定にかかわらず、小児に対して、J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の身体障害者及びその介護者、知的障害者及びその介護者又は精神障害者及びその介護者に対する割引の I C 連絡定期券は発売しません。</p> <p>(通学証明書等の不正使用の場合の取扱い)</p> <p>第 30 条 通学定期券等、割引の I C 連絡定期券、通学証明書、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対して、各運送事業者のこれらの定期券 (I C カードを媒体としないものを含みます。) の発売を停止することがあります。</p> <p>(通学証明書等が無効となる場合及びこれを使用できない場合)</p> <p>第 31 条 通学証明書が次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。 (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。 (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。 (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>(5) 記名人以外の者が使用したとき。</p> <p>2 身体障害者手帳又は療育手帳が前項各号の1に該当する場合は、無効として取り扱います。</p> <p>3 通学証明書、身体障害者手帳又は療育手帳は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができません。</p> <p>(1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。</p> <p>(2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C連絡通勤定期運賃)</p> <p>第33条 第21条第1項第1号により発売する大人の通勤定期券の I C連絡通勤定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃及び豊鉄旅規第51条に規定する大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃、<u>乗合規程第1条の4第2号</u>に規定する<u>全線</u>定期券の料金及び<u>高速規程第14条第1号</u>に規定する通勤定期料金を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(I C連絡通学定期運賃)</p> <p>第34条 第21条第1項第2号又は同条第2項により発売する大人の通学定期券等の I C連絡通勤定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ及びウ以外の大人の学生</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条に規定する大人通学定期旅客運賃及び豊鉄旅規第51条に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>ア イ及びウ以外の大人の学生</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条に規定する大人通学定期旅客運賃、<u>乗合規程第24条の5第2項</u>に規定する学生定期券甲の料金</p> | <p>(5) 記名人以外の者が使用したとき。</p> <p>2 身体障害者手帳、療育手帳又は<u>精神障害者保健福祉手帳</u>が前項各号の1に該当する場合は、無効として取り扱います。</p> <p>3 通学証明書、身体障害者手帳、療育手帳又は<u>精神障害者保健福祉手帳</u>は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができません。</p> <p>(1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。</p> <p>(2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C連絡通勤定期運賃)</p> <p>第33条 第21条第1項第1号により発売する大人の通勤定期券の I C連絡通勤定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃及び豊鉄旅規第51条に規定する大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第95条第1号又は同第96条に規定する大人通勤定期旅客運賃、<u>乗合条例第3条第3項</u>に規定する<u>通勤</u>定期券の料金及び<u>高速条例第2条の2第3項第1号</u>に規定する通勤定期<u>券</u>の料金を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(I C連絡通学定期運賃)</p> <p>第34条 第21条第1項第2号又は同条第2項により発売する大人の通学定期券等の I C連絡通勤定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ及びウ以外の大人の学生</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条に規定する大人通学定期旅客運賃及び豊鉄旅規第51条に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>ア イ及びウ以外の大人の学生</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条に規定する大人通学定期旅客運賃、<u>乗合条例第3条第3項</u>に規定する学生定期券甲の料金及び</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>及び<u>高速規程第19条第3項第1号</u>に規定する学生定期料金<u>甲</u>を併算した額</p> <p>イ 高校生等</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条及び同第103条第2号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃、<u>乗合規程第24条の5第2項</u>に規定する学生定期券甲の料金並びに<u>高速規程第19条第3項第2号</u>に規定する学生定期料金<u>甲2</u>を併算した額</p> <p>ウ 中学生等</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条及び同第103条第1号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃、<u>乗合規程第24条の5第2項</u>に規定する学生定期券甲の料金並びに<u>高速規程第19条第3項第2号</u>に規定する学生定期料金<u>甲2</u>を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第21条第1項第2号又は同条第2項により発売する小児の通学定期券等のI C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ以外の小児</p> <p>J R旅規第74条及び同第95条第2号又は同第96条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第38条及び同第51条に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第74条、第95条第2号又は同第96条及び同第103条第1号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃、<u>乗合規程第24条の5第2項</u>に規定する学生定期券乙の料金並びに<u>高速規程第19条第3項第3号</u>に規定する学生定期料金<u>乙</u>を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(身体障害者<u>又は</u>知的障害者に対する割引のI C連絡通勤定期運賃)</p> <p>第35条 第24条により発売する大人の身体障害者又は大人の身体障害者の介護者に対する割引の通勤定期券のI C連絡定期運賃<u>及び</u>第26条により発売する大人の知的障害者又は大人の知的障害者の介護者に対する割引の通勤定期券のI C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> | <p><u>高速条例第2条の2第3項第2号</u>に規定する学生定期<u>券甲</u>の料金を併算した額</p> <p>イ 高校生等</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条及び同第103条第2号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃、<u>乗合条例第3条第3項</u>に規定する学生定期券甲の料金並びに<u>高速条例第2条の2第3項第3号</u>に規定する学生定期<u>券甲2</u>の料金を併算した額</p> <p>ウ 中学生等</p> <p>J R旅規第95条第2号又は同第96条及び同第103条第1号に規定する割引の大人通学定期旅客運賃、<u>乗合条例第3条第3項</u>に規定する学生定期券甲の料金並びに<u>高速条例第2条の2第3項第3号</u>に規定する学生定期<u>券甲2</u>の料金を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第21条第1項第2号又は同条第2項により発売する小児の通学定期券等のI C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ以外の小児</p> <p>J R旅規第74条及び同第95条第2号又は同第96条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第38条及び同第51条に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>J R旅規第74条、第95条第2号又は同第96条及び同第103条第1号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃、<u>乗合条例第3条第3項</u>に規定する学生定期券乙の料金並びに<u>高速条例第2条の2第3項第4号</u>に規定する学生定期<u>券乙</u>の料金を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(身体障害者、<u>知的障害者</u> <u>又は</u> <u>精神障害者</u>に対する割引のI C連絡通勤定期運賃)</p> <p>第35条 第24条により発売する大人の身体障害者又は大人の身体障害者の介護者に対する割引の通勤定期券のI C連絡定期運賃、<u>第26条</u>により発売する大人の知的障害者又は大人の知的障害者の介護者に対する割引の通勤定期券のI C連絡定期運賃<u>及び</u><u>第27条の2</u>により発売する大人の<u>精神障害者</u>又は<u>大人の精神障害者の介護者</u>に対する割引の通勤定期券の</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに乗合規程第 28 条第 1 項第 2 号に規定する割引全線定期券の料金及び高速規程第 15 条に規定する割引通勤定期料金を併算した額</p> <p>(3) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 3 章第 3 節及び名鉄身規第 7 条又は名鉄知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(4) J R線とあおなみ線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 21 条第 2 項に規定する割引通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> | <p><u>I C連絡定期運賃</u>は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) J R線と名古屋市交通局線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに乗合規程第 28 条第 1 項第 2 号に規定する割引通勤定期券の料金及び高速規程第 17 条の 4 第 1 号に規定する割引通勤定期券の料金を併算した額</p> <p>(3) J R線と名古屋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 3 章第 3 節及び名鉄身規第 7 条、名鉄知規第 6 条又は名鉄精規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(4) J R線とあおなみ線の連絡運輸 J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 21 条第 2 項に規定する割引通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> |
| <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者又は小児の身体障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者又は小児の知的障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条並びに J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通勤定期旅客運賃と豊鉄旅規第 38 条、同第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通勤</p> | <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者又は小児の身体障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃、第 26 条により発売する小児の知的障害者又は小児の知的障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃及び第 27 条の 2 により発売する小児の精神障害者又は小児の精神障害者の介護者に対する割引の通勤定期券の I C連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条並びに J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する小児通勤定期旅客運賃と豊鉄旅規第 38 条、同第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定す</p> |

| 現行 | 改正 |
|--|--|
| <p>定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(2) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第74条及び同第95条第1号又は同第96条並びにJR身規第7条又はJR知規第6条に規定する小児通勤定期旅客運賃と名鉄旅規第45条、同第3章第3節及び名鉄身規第7条又は名鉄知規第6条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(注) JR線と名古屋市交通局線又はあおなみ線のIC連絡運輸の小児の割引の通勤定期券は発売しません。 (身体障害者又は知的障害者に対する割引のIC連絡通学定期運賃)</p> <p>第36条 第24条により発売する大人の身体障害者に対する割引の通学定期券等のIC連絡定期運賃及び第26条により発売する大人の知的障害者に対する割引の通学定期券等のIC連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) JR線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第95条第2号又は同第96条及びJR身規第7条又はJR知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第51条及び豊鉄障規第7条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) JR線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第95条第2号又は同第96条及びJR身規第7条又はJR知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに乗合規程第24条の5第2項に規定する割引学生定期券の料金及び高速規程第19条第3項第4号に規定する割引学生定期料金を併算した額</p> <p>(3) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第95条第2号又は同第96条及びJR身規第7条又はJR知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第3章第3節及び名鉄身規第7条又は名鉄知規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(4) JR線とあおなみ線の連絡運輸</p> | <p>る割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(2) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第74条及び同第95条第1号又は同第96条並びにJR身規第7条、JR知規第6条又はJR精規第6条に規定する小児通勤定期旅客運賃と名鉄旅規第45条、同第3章第3節及び名鉄身規第7条、名鉄知規第6条又は名鉄精規第6条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(注) JR線と名古屋市交通局線又はあおなみ線のIC連絡運輸の小児の割引の通勤定期券は発売しません。 (身体障害者、知的障害者又は精神障害者に対する割引のIC連絡通学定期運賃)</p> <p>第36条 第24条により発売する大人の身体障害者に対する割引の通学定期券等のIC連絡定期運賃、第26条により発売する大人の知的障害者に対する割引の通学定期券等のIC連絡定期運賃及び第27条の2により発売する大人の精神障害者に対する割引の通学定期券等のIC連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) JR線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第95条第2号又は同第96条及びJR身規第7条、JR知規第6条又はJR精規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第51条及び豊鉄障規第7条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) JR線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第95条第2号又は同第96条及びJR身規第7条、JR知規第6条又はJR精規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに乗合規程第28条第1項第2号に規定する割引学生定期券の料金及び高速規程第17条の4第2号に規定する割引学生定期券の料金を併算した額</p> <p>(3) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸</p> <p>JR旅規第95条第2号又は同第96条及びJR身規第7条、JR知規第6条又はJR精規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第3章第3節及び名鉄身規第7条、名鉄知規第6条又は名鉄精規第6条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(4) JR線とあおなみ線の連絡運輸</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>J R旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 21 条の 2 に規定する割引通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条、同第 51 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 45 条、同第 3 章第 3 節及び名鉄身規第 7 条又は名鉄知規第 6 条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(注) J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の割引の通学定期券等は発売しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(知的障害者の介護者の同行) 第 45 条 第 15 条第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、知的障害者と、知的障害者の介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。</p> <p>(中略)</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> | <p>J R 旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに名臨高旅規第 21 条の 2 に規定する割引通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃、第 26 条により発売する小児の知的障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃及び第 27 条の 2 により発売する小児の精神障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条、同第 51 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(2) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条、J R 知規第 6 条又は J R 精規第 6 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに名鉄旅規第 45 条、同第 3 章第 3 節及び名鉄身規第 7 条、名鉄知規第 6 条又は名鉄精規第 6 条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(注) J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の割引の通学定期券等は発売しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(知的障害者の介護者の同行) 第 45 条 第 15 条第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、知的障害者と、知的障害者の介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。</p> <p><u>(精神障害者の介護者の同行)</u> <u>第 45 条の 2 第 15 条の 3 第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、精神障害者と、精神障害者の介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>第47条 知的障害者及び知的障害者の介護者に発売した割引のIC連絡定期券は、療育手帳を携帯する場合に限って有効とします。</p> | <p>第47条 知的障害者及び知的障害者の介護者に発売した割引のIC連絡定期券は、療育手帳を携帯する場合に限って有効とします。</p> |
| <p>(中略)</p> <p>(証明書等の提示義務)</p> | <p><u>(精神障害者保健福祉手帳の携帯)</u></p> <p><u>第47条の2 精神障害者及び精神障害者の介護者に発売した割引のIC連絡定期券は、精神障害者保健福祉手帳を携帯する場合に限って有効とします。</u></p> <p>(中略)</p> |
| <p>第54条 通学定期券等を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、学生証等をいつでも提示しなければなりません。</p> | <p>第54条 通学定期券等を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、学生証等をいつでも提示しなければなりません。</p> |
| <p>(中略)</p> <p>3 第26条に規定する知的障害者に対する割引のIC連絡定期券を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、第47条に規定する療育手帳をいつでも提示しなければなりません。</p> | <p>(中略)</p> <p>3 第26条に規定する知的障害者に対する割引のIC連絡定期券を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、第47条に規定する療育手帳をいつでも提示しなければなりません。</p> |
| <p>第7章 特殊取扱い</p> <p>(IC連絡定期券不正使用等に対する運賃・増運賃の收受等)</p> | <p><u>4 第27条の2に規定する精神障害者に対する割引のIC連絡定期券を用いて乗車する旅客は、係員の請求があるときは、第47条の2に規定する精神障害者保健福祉手帳をいつでも提示しなければなりません。</u></p> <p>第7章 特殊取扱い</p> <p>(IC連絡定期券不正使用等に対する運賃・増運賃の收受等)</p> |
| <p>第55条 第49条第1項の規定により、IC連絡定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを合わせて收受します。</p> | <p>第55条 第49条第1項の規定により、IC連絡定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを合わせて收受します。</p> |
| <p>(1) 第49条第1項第1号又は同条同項第5号から第8号までの1に該当する場合は、当該IC連絡定期券の効力が発生した日(第1号に該当する場で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第9号に該当する場合はその使用資格を失った日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、そのIC連絡定期券を使用して券面に表示された区間(同項第1号の場合においては、各定期券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間)を、毎日1往復(又は2回)ずつ乗車したものと計算した普通運賃(ただし、IC連絡定期券の区間と連続してない定期券が<u>高速規程第20条第2号ウ</u>に規定する全線定期券であるときの地下鉄線に相当する部分については毎日</p> | <p>(1) 第49条第1項第1号又は同条同項第5号から第8号までの1に該当する場合は、当該IC連絡定期券の効力が発生した日(第1号に該当する場で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から、同項第9号に該当する場合はその使用資格を失った日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、そのIC連絡定期券を使用して券面に表示された区間(同項第1号の場合においては、各定期券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間)を、毎日1往復(又は2回)ずつ乗車したものと計算した普通運賃(ただし、IC連絡定期券の区間と連続してない定期券が<u>高速条例第2条の2第3項第5号</u>に規定する全線定期券であるときの地下鉄線に相当する部分につい</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p>4回ずつ、<u>同第42条第5号</u>に規定する共通全線定期券であるときの地下鉄線に相当する部分については毎日3回ずつ乗車したものとして計算した<u>同第12条</u>に規定する2区の普通料金とします。)</p> <p>(中略)</p> <p>(知的障害者の介護者に対するIC連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第61条 第26条に規定するところにより購入したIC連絡定期券に対するIC連絡定期運賃の払いもどしは、知的障害者に対するIC連絡定期券と、ともに行う場合に限って払いもどしをします。</p> <p>(以下略)</p> | <p>ては毎日4回ずつ、<u>高速規程第19条第1項第4号</u>に規定する共通全線定期券であるときの地下鉄線に相当する部分については毎日3回ずつ乗車したものとして計算した<u>高速条例第2条の2第2項</u>に規定する2区の普通<u>券</u>の料金とします。)</p> <p>(中略)</p> <p>(知的障害者の介護者に対するIC連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第61条 第26条に規定するところにより購入したIC連絡定期券に対するIC連絡定期運賃の払いもどしは、知的障害者に対するIC連絡定期券と、ともに行う場合に限って払いもどしをします。</p> <p><u>(精神障害者の介護者に対するIC連絡定期券の払いもどし)</u></p> <p><u>第61条の2 第27条の2に規定するところにより購入したIC連絡定期券に対するIC連絡定期運賃の払いもどしは、精神障害者に対するIC連絡定期券と、ともに行う場合に限って払いもどしをします。</u></p> <p>(以下略)</p> |

附則

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

[営業本部 運賃制度グループ]